

伏見区醍醐地域安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的に、市民が自主的・主体的に行う安心・安全の取組を推進するために、活動費の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(交付の対象)

第2条 補助金は、小学校区（以下「学区」という。）を単位として活動する団体で、次に掲げる各号の要件を満たす団体が実施する、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策などの分野において、身近な安心・安全の確保のための活動（以下「補助活動」という。）に対して交付する。

(1) 市政協力委員連絡協議会、自治連合会その他の地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体

(2) 取組を継続的に実施できる団体

2 補助金は、前項に規定する要件を満たし、伏見区長（以下「区長」という。）が適当と認める補助活動に対し、予算の範囲内で交付する。

3 第1項に定める補助活動であっても、営利・宗教・政治を目的とした活動を行う場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助活動に要する費用の4分の3に相当する額の範囲内の額とする。

2 前項の規定により一の年度において一の団体が交付を受ける補助金の額は、100,000円を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、複数の学区が協力して活動する場合は、前号に規定する額にそれぞれ当該活動に参画する学区の数を乗じた額以内で交付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、交付の対象外とする。

(1) 備品の購入費その他の事務所等の維持経費

(2) 研修会等への参加に要する経費

(3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼

(4) 団体の構成員による会合等の飲食費

(5) その他区長が区長適当でないと認める費用

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、区長が指定する期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 学区の安心安全ネット事業補助金収支予算書（第2号様式）

(3) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第5条 区長は、前条に規定する区長が指定する期間の終了後、30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 区長は、前項の規定による決定をしようとするときは、区長が別に指定する者（以下「審査者」という。）に審査を求めることができる。

3 審査者は、区長からの求めがあったときは、申請書に基づき審査を行い、その結果を区長に報告するものとする。

4 第1項の規定により条例第10条各項の決定をするとき又は前項の規定により審査を行うときは、別表に規定する審査表に基づき、決定又は審査を行うものとする。

5 区長は、第1項の規定により交付を決定したときは、学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、学区の安心安全ネット継続応援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、それぞれ当該団体に通知する。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る市長等の承認の申請は、学区の安心安全ネット継続応援事業計画変更・中止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を交付決定団体に通知する。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 学区の安心安全ネット継続応援事業実績報告書（第6号様式）

(2) 学区の安心安全ネット継続応援事業補助金収支決算書（第7号様式）

(3) 領収書の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、相当と認めるときは、事業補助金交付額決定通知書（第8号様式）により通知し、補助金を交

付する。

(補助金の概算払)

第9条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、学区の安心安全ネット継続応援事業補助金概算払請求書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表（第5条関係）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金審査表

審査者氏名

申請番号	視 点	ニ ー ズ	モ デ ル 性	アイデア・先進性	継 続 性	事業計画の適切さ	収支予算の適切さ	備 考
	配 点	1 0	1 0	1 0	1 0	5	5	
1								
2	学区の安心安全ネット団体を記載							
3								
4								
5								

視点ごとの審査項目

視 点	審 査 項 目
ニ ー ズ	学区にとって必要性・重要性が高いか、各区基本計画の推進に貢献するか
モ デ ル 性	他学区の参考になる取組か、他学区に波及可能性はあるか
アイデア・先進性	①斬新な取組か、②斬新ではないが新たな工夫がされているか、③よく見られる取組か
継 続 性	翌年度以降、①補助がなくても事業効果の継続が期待できるか、②補助がなくなれば事業が縮小されるか、③事業が終了する恐れが強いのか
事業計画の適切さ	実現可能な計画となっているか、学区の住民が幅広く参加しているか、効果的な計画となっているか
収支予算の適切さ	交付の対象外となる費用はないか、余りに大まかな予算になっていないか、他者に委託をしていないか、効果的な予算となっているか

第1号様式（第4条関係）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付申請書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
住所 (主たる事務所)	団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。		
団体の概要	構成団体	<p>※ 会員名簿、役員名簿を添付してください。</p> <p>※ 団体の規約や、その他の団体についての資料等があれば添付してください。</p>
事業計画	事業の概要	<p>※具体的な内容やスケジュール等を詳細に記述してください。</p>

第2号様式（第4条関係）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金収支予算書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
住所 (主たる事務所)	団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

1 収 入

項 目	金額 (円)	内 訳
1 補助金		
2 その他		
合 計		

2 支 出

項 目	金額 (円)	内 訳
合 計		

第3号様式（第5条関係）

京都市指令伏醍地 第 号
年 月 日

様

伏 見 区 長
（担当：地域力推進室）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学区の安心安全ネット継続応援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 団体名

2 交付金額 円

3 交付の条件

- (1) 事業の変更又は中止をしようとするときは、伏見区長の承認を得なければならない。
- (2) 事業が完了した後、1箇月以内又は 年3月31日のいずれか早い日まで、実績報告書を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、補助金の全額を概算払いすることができる。
- (3) この補助金の交付の決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
 - ウ 第6条第3項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
 - エ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - オ この要綱の規定に違反したとき。

第4号様式（第5条関係）

京都市指令伏醍地 第 号
年 月 日

様

伏 見 区 長
（ 担 当 ： 地 域 力 推 進 室 ）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学区の安心安全ネット継続応援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、伏見区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び伏見区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第6条関係）

学区の安心安全ネットワーク継続応援事業計画変更・中止承認申請書

（あて先）伏見区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名 電話 ー

年 月 日付けで補助金の交付決定の通知を受けた事業の計画を、下記のとおり変更・中止したいので承認願います。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

第6号様式（第7条関係）

学区の安心安全ネット継続応援事業実績報告書

（あて先）伏見区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、学区の安心安全ネット継続応援事業の実績について報告します。

記

交付決定日	
完了年月日	
事業費総額	円
事業の内容	
事業の成果	
課題等	

第7号様式（第7条関係）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金収支決算書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
住所 (主たる事務所)	団体の名称及び代表者の氏名 電話 ー

1 収 入

項 目	金額 (円)	内 訳
1 補助金		
2 その他		
合 計		

2 支 出

項 目	金額 (円)	内 訳
合 計		

第8号様式（第8条関係）

京都市指令伏醍地 第 号
年 月 日

様

伏 見 区 長
（ 担 当 ： 地 域 力 推 進 室 ）

事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け京都市指令伏醍地第 号をもって交付を決定した学区の安心安全ネット継続応援事業補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付額 円（概算払 円、精算払 円）

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、伏見区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び伏見区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式（第9条関係）

学区の安心安全ネット継続応援事業補助金概算払請求書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条の規定により、補助金の概算払を請求します。

交付決定日	年 月 日
交付予定額	円
補助金の請求額	円